

酒田市告示第1号

公募型プロポーザルの公告

例規集システム構築及び保守管理等業務委託に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年1月6日

酒田市長 矢口明子

記

例規集システム構築及び保守管理等業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について

1 参加申込期間

令和7年1月6日（月）から令和7年1月20日（月）正午まで（必着）

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 公告日以後に、酒田市競争入札参加資格者指名停止要綱（平成29年告示第580号）に基づく指名停止を受けている期間がないこと。
- (3) 酒田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1項第1号の規定に定める暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (4) 企画提案書の提出までに、酒田市契約規則（平成17年規則第58号）第27条第3項に規定する指名競争入札参加者登録簿（令和5年・6年度）において、業種コード6「OA機器・情報処理」細目コード2「情報処理」に登録されていること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産開始手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。

3 申込方法

酒田市例規集システム構築及び保守管理等業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき行うこと。実施要領は酒田市ホームページに掲載する。

4 業務の概要

(1) 業務の内容

酒田市例規集システム構築及び保守管理等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。仕様書は酒田市ホームページに掲示する。

(2) 業務期間

①システム構築業務

契約の日から令和7年9月30日まで（予定）

②システム保守管理業務

令和7年10月1日から令和12年3月31日まで（予定）

(3) その他

業務の詳細については、仕様書を参照すること。

5 その他

プロポーザルの参加手続、失格事項その他プロポーザルに関することについては、実施要領を参照すること。

6 問合せ先

〒998-8540

山形県酒田市本町二丁目2番45号

酒田市総務部総務課総務係

担当：丸藤一貴（がんどうかずたか）

電話：0234-26-5700

FAX：0234-26-9836

以上